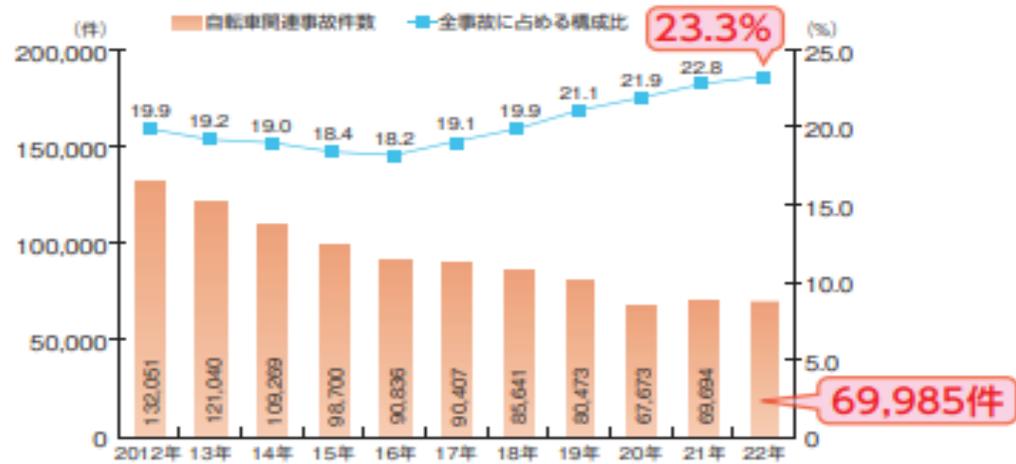


安全な自転車利用のために(自転車ヘルメット着用努力義務化)

I. 自転車に関わる交通事故の現状を知りましょう！

資料1 交通事故全体に占める自転車関与事故の割合 (警察庁 HP 参照)



資料2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者の割合



2022年の自転車が第1・2当事者となった交通事故は、全体の23.3%を占め、2017年以降増加し続けています(資料1)。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、20歳未満の若年層が28.5%を占めています(資料2)。さらに、自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を受けています(資料3)。自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を守ることが重要です。

資料3 自転車乗用中の損傷主部位比較

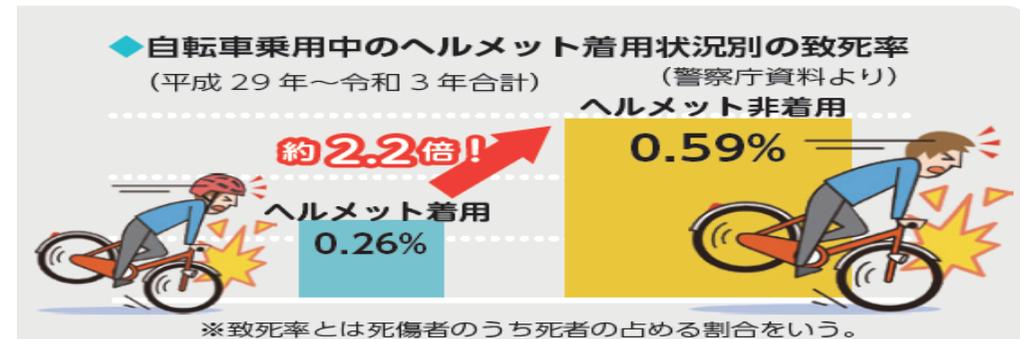


II. 自転車ヘルメット着用が努力義務化されています！

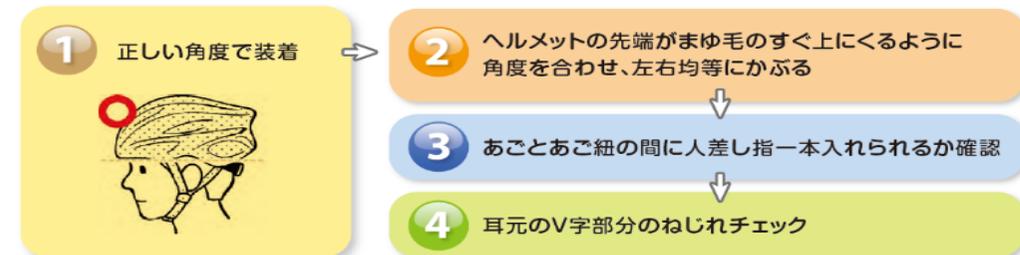
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
[道路交通法第63条の11第1項]

自転車ヘルメットを着用していない場合、自転車ヘルメットを着用している場合とくらべ、約2.2倍も致死率が上昇します(資料4)。正しく自転車ヘルメットを着用することで、自分の命を守りましょう(資料5)。

資料4 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率



資料5 正しいヘルメットの着用方法



※朝日新聞「ヘルメットをかぶろう」より作成

Ⅲ. 自転車に乗る前に～ぶたはしゃべる～

自転車での移動の前に、故障はないか、などのセルフチェックを行い、安全に乗るようにしましょう。

合言葉は「ぶたはしゃべる」です。 (参考：内閣府 HP)

**「ぶたはしゃべる」で
出かける前にセルフチェック!**

ぶ…ブレーキ ブレーキはちゃんと利きますか?

た…タイヤ 空気はちゃんと入ってますか?
タイヤのゴムはすり減ってないですか?

は…反射材 しっかり光を反射していますか?
ライトは明るくつきますか?

しゃ…車体 車体やハンドルはガタガタしていませんか?

べる…ベル ベルはしっかり鳴りますか?

Ⅳ. ルールを守って安全運転を心がけましょう!

(参考 東京都道路交通規則は兵庫県とは異なります。)

しゃ断踏切立入り

踏切の遮断機が閉じようとしていたり、警報機が警報している間は、踏切に入ってははいけません。

[道路交通法第33条]

罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。

[道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3]

罰則 5万円以下の罰金



傘差し運転

傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金



携帯電話使用運転

自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金



イヤホン等使用運転

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金



並進走行

他の自転車と並んで通行することはできません。

[道路交通法第19条]

罰則 2万円以下の罰金又は科料



